

令和 年 月 日

各 位

京都運輸支局輸送・監査部門

「適正な取引の確保」に関するアンケートのご協力依頼について

平素より国土交通行政に対しまして深いご理解・ご協力いただいていることに厚く御礼申し上げます。

さて、働き方改革関連法が平成30年7月に公布されたことに伴って、トラック運送事業を含む自動車運転労働者について時間外労働の上限規制適用が令和6年度に開始されることとなり、長時間労働削減のために労働環境改善と物流生産性向上に向けた取組強化が一層求められているところです。

行政、学識経験者、荷主、事業者等により構成される「トラック輸送における取引環境・労働時間改善京都府地方協議会」においても、長時間労働削減のための種々の取組をこれまで取り上げてきました。

そして、当支局において新たな取組の検討を進めていく中で一部事業者業界の現状をヒアリングしたところ、「取引条件の不明確な運送依頼が運行管理・労務管理の上で悪影響を与えているのではないか」という問題意識を持つに至りました。

そういった現状が各社とも当てはまるのかどうかを確認し、実態把握をより確実かつ正確なものとするために、この度京都府トラック協会に所属されている全事業者を対象に標記アンケート調査を実施することとなりました。

今回のアンケートによりいただいた貴重なご意見については、統計データとして集計した後、労働環境改善と物流生産性向上に向けた取組に際して有効活用していきます。個別のご回答が当該目的以外の用途で使用されることは絶対にありませんので、是非ともありのままの実情をご回答いただければと思います。

ご多忙のところ大変恐縮ではありますが、ご協力よろしくお願い申し上げます。

【回答方法】

- ・ Web フォーム URL→ <https://forms.gle/MH2kmBGw8eCqzYLn7>

京都府トラック協会 で検索 又は

右記バーコードからもアクセスできます。

- ・ FAX 返信（京都府トラック協会 FAX：075-661-0062）

締切 令和 年 月 日

【アンケートの内容に関するお問合せ】

京都運輸支局輸送・監査部門 担当：西村

TEL：075-681-9765



「適正な取引の確保」に関するアンケート（案）

事業者名称	
住所	
代表者	
担当者	
電話番号	
回答日	年 月 日

Q 1. 貴社の事業概要についてお伺いします。

輸送形態	☐ 地場輸送、 ☐ 中距離輸送、 ☐ 長距離輸送	
主な輸送品目	☐ 建築資材、 ☐ 土砂等、 ☐ 機械・機械部品、 ☐ 食料品、 ☐ 日用品・雑貨、 ☐ 金属・金属製品、 ☐ 農産物、 ☐ 紙・パルプ、 ☐ 化学品、 ☐ 医療品・医療機器、 ☐ 木材、 ☐ 石油製品、 ☐ 繊維工業品、 ☐ 水産物、 ☐ 宅配貨物、 ☐ 引越、 ☐ その他（ ）、 ☐ 特に定まっていない	
当該輸送品目の 発着荷主の 所在地	発荷主	☐ 京都府、 ☐ 近畿（京都府除く）、 ☐ 北海道・東北、 ☐ 関東、 ☐ 北陸・信越、 ☐ 中部、 ☐ 中国・四国、 ☐ 九州・沖縄
	着荷主	☐ 京都府、 ☐ 近畿（京都府除く）、 ☐ 北海道・東北、 ☐ 関東、 ☐ 北陸・信越、 ☐ 中部、 ☐ 中国・四国、 ☐ 九州・沖縄
保有車両数	☐ 10両以下、 ☐ 11両～20両、 ☐ 21両～50両、 ☐ 51両～100両、 ☐ 101両～200両、 ☐ 201両～300両、 ☐ 300両以上	
労働者数	☐ 10人未満、 ☐ 10人～29人、 ☐ 30人～49人、 ☐ 50人～99人、 ☐ 100人以上	
契約形態は？	☐ 長期契約が主である。 ☐ スポット契約が主である。 それぞれの輸送頻度ベースでの割合は？ 長期（ %） スポット（ %）	
運送依頼は？	☐ 荷主から直で受ける（直受け）のが主である。 ☐ 他の運送会社を経由して受ける（下請）が主である。 それぞれの輸送頻度ベースでの割合は？ 直受け（ %） 下請（ %）	

Q 2. 国土交通省では、トラック運送業における適正な取引確保の一助となるように「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」を事業者の皆様にお示ししております。この「ガイドライン」をご存じですか？

- ☐存在を知っているし、内容も理解している。
- ☐存在は知っているが、内容を理解しているとはいいがたい。
- ☐存在も内容も知らない。

Q 3. 標準貨物自動車運送約款では、貨物の運送を委託する荷主（利用運送事業者を含む。）は「運送状」を作成し、貨物運送事業者に提出することとなっております。貴社が実運送事業者として運送を他社から受託するとき、この「運送状」の交付を受けていますか？

- ☐全ての取引で交付を受けている。
- ☐荷主と元請になっている取引でのみ交付を受けている。
- ☐利用運送事業者との取引でのみ交付を受けている。
- ☐ほとんど交付を受けていない。

Q 4－1. 契約時において、運送の対価である「運賃」と、運送以外の対価である「料金」（車両待機料金、高速道路料金、附帯作業料金など）とは区別していますか？

- ☐特に区別はしていない。
- ☐区別している場合とそうでない場合がある。
- ☐区別している。

→Q 4－2. 区別をしている料金がある方に質問します。区別ができている料金はどれですか？（複数回答可）

- ☐車両待機料金、☐高速道路料金、☐附帯作業料金、☐その他（

Q 5. 貴社運転者の時間外労働時間について質問します。令和2年4月から令和3年3月の期間において、1か月の時間外労働時間が80時間を超えた方はいましたか？また、同期間において、1年間の時間外労働時間が960時間を超えた方はいましたか？

1 か月で時間外労働 80 時間超の運転者	☐ いた。 ☐ いなかった。
1 年間で時間外労働 960 時間超の運転者	☐ いた。 ☐ いなかった。

Q 6. 実際に発生した荷待ち時間について質問します。令和2年4月から令和3年3月の期間において、Q 1「主な輸送品目」の発荷主都合の荷待ち時間が運行管理で想定していた時間を超えることはありましたか？また、同期間において、着荷主都合の荷待ち時間が運行管理で想定していた時間を超えることはありましたか？

発荷主都合	☐ 想定した時間を超えることはなかった。 ☐ 想定した時間を超えることが時々あった。 ☐ 想定した時間を超えることがほとんどだった。
着荷主都合	☐ 想定した時間を超えることはなかった。 ☐ 想定した時間を超えることが時々あった。 ☐ 想定した時間を超えることがほとんどだった。

Q 7. 貴社が運送依頼を受けるかどうかを判断する実務の場面において、①適正な取引条件かどうかの判断や運行管理・労務管理の上で重要な情報（必要だと感じる情報）として該当するものにチェックを入れてください。②また、運送依頼が入ってくる段階では漏れていて、追加質問をして確認しないといけないことが多い情報にチェックを入れてください。（いずれも複数回答可）

①重要な情報 （必要だと感じる情報）	☐ 住所など正確な発着場所、 ☐ 時間帯（AM・PM など）ではない正確な発着時間、 ☐ 車種指定、 ☐ 荷物の種類・荷姿、 ☐ 運賃額、 ☐ 運賃料金の支払方法・支払期日、 ☐ 車両待機時間の目安・車両待機料金、 ☐ 附帯作業の有無・附帯作業料金、 ☐ 高速代別途支給の有無
②漏れていることが多く、 追加質問をして確認 しないといけないこと が多い情報	☐ 住所など正確な発着場所、 ☐ 時間帯（AM・PM など）ではない正確な発着時間、 ☐ 車種指定、 ☐ 荷物の種類・荷姿、 ☐ 運賃額、 ☐ 運賃料金の支払方法・支払期日、 ☐ 車両待機時間の目安・車両待機料金、 ☐ 附帯作業の有無・附帯作業料金、 ☐ 高速代別途支給の有無

Q 8. 上記Q 7 ②の情報漏れの度合いは、荷主から直接受ける運送依頼（直受け）の場合と他の運送事業者を経由している運送依頼（下請）の場合とで違いはありますか？

- ☐ 直受けのほうが漏れていることが多い。
- ☐ 下請のほうが漏れていることが多い。
- ☐ 大きな違いはなくどちらも漏れていることが多い。
- ☐ 大きな違いはなくどちらも漏れが少ない。

Q 9. 他の運送事業者を経由している運送依頼（下請）で上記Q 7 ②の情報漏れがある場合、どなたに確認することが多いですか？

- ☐ 依頼してきた運送事業者に質問をして確認することが多い。
- ☐ 発荷主又は着荷主に直接質問して確認することが多い。
- ☐ 特に確認はしていない。
- ☐ そういった情報漏れがある仕事は受けない。

ご協力ありがとうございました。